

〈論文〉

クリスティアン・ガルヴェにおける農民と啓蒙

大塚 雄太

要旨 本稿は、クリスティアン・ガルヴェの『農民論』に焦点をあて、そこに描かれた農民像と社会像を引き出すとともに、彼の啓蒙の具体的方策を明らかにするものである。ガルヴェに関する研究は、近年、ヨーロッパを中心に緩やかに活性化しつつあるものの、彼の社会思想を総合的かつテキスト内在的に解明しようとする気運に乏しく、哲学的枠組みからのアプローチがなおも目立つ。本稿は、1780年代に見られるガルヴェの社会的関心の高まりに着目し、『農民論』が農民の実情の丹念な観察にとどまるものではなく、それを基礎におく、統治的観点からの啓蒙の実践的一形態であったことを浮上させる。このことは、ガルヴェの思想全体における、社会思想の重い位置を物語るものである。

キーワード ドイツ啓蒙, 通俗哲学, 農民, 教育, 社会思想, グーツヘル, ガルヴェ, キケロー

はじめに

クリスティアン・ガルヴェ (Christian Garve, 1742-98) の『農民論』は1786年に出版され、1796年の『論文集』にも収められた論考である¹⁾。それは「シュレージエン経済協会 (Schlesische ökonomische Gesellschaft)」で行われた講演がもとにあり、正確には、『農民の特徴、およびそのグーツヘルと地方政庁に対する関係について』と題され、3講にわたって展開された²⁾。リ

-
- 1) Garve, Christian, Ueber den Charakter der Bauern und ihr Verhältniß gegen die Gutsherren und gegen die Regierung, in: *Vermischte Aufsätze, welche einzeln oder in Zeitschriften erschienen sind*, Tl. 1, Wilhelm Gottlieb Korn, Breslau, 1796. (*Christian Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. K. Wölfel, Bd. 4, Georg Olms Vlg., Hildesheim / Zürich / New York, 1985.) 本稿はリプリント版ガルヴェ全集の『農民論』に基づく。以下 CB と略し、『農民論』はすべてガルヴェのそれを指す。
 - 2) この経済協会はシュレージエン愛国協会の一部門であった。Koch-Schwarzer も80年代のガルヴェの経済・社会政策的領域に対する強い関心を指摘している。講演自体は1785年春に行われたようである。Vgl. Koch-Schwarzer, Leonie, *Populare Moralphilosophie und Volkskunde: Christian Garve (1742-1798) – Reflexionen zur*

プリント版『ガルヴェ全集』を編んだK. Wölfelも指摘するように、1780年代のガルヴェの関心は明らかに社会的な対象に向かっていた³⁾。キケロー『義務論』のガルヴェ訳は膨大な注釈が付されて1783年に実現し、1785年にはマクファーラン『貧民研究』の独訳にガルヴェ自身の『貧困論』が付されて出版されている⁴⁾。ペイリー『道徳・政治哲学原理』の翻訳出版は1787年のことである。

ところで、長らく忘れられた思想家であったガルヴェを再評価する動向は、国際的にみると2000年代に入って緩やかに高まり始めた。2021年に出版された『クリスティアン・ガルヴェ(1742-1798)——啓蒙の哲学者・文献学者』と題された論集は、その象徴的な成果である⁵⁾。ガルヴェに関する総合的研究は、1990年代にC. AltmayerとL. Koch-Schwarzerによる各成果があり⁶⁾、それらがいまなお最重要文献であることには変わりはないが、上記論集は約20年の時を経て再びガルヴェをクローズアップするものとして大きな意義をもつ。とはいえ、近年の研究動向に懸念がないわけではない。当該論集には、『農民論』や『貧困論』を正面から論じる論考が存在せず、彼の思想に色濃く存在するはずの社会経済的観点への関心が明らかに薄い⁷⁾。

その理由は想像できなくもない。カントやシラー、あるいはアリストテレスやキケローといった多くのビッグネームと接点をもつガルヴェは、いわば比較に困ることがない思想家である。だが、哲学的作品ではない『農民論』や『貧困論』に踏み込もうとすれば、哲学史的枠組みが有効に機能せず、比較対象の設定もそう簡単にはできない。その意味で、ガルヴェの通俗哲学あるいは啓蒙思想は、「思想の社会的態度⁸⁾」を問う社会思想史のアプローチにもっとも適合的である。カントの論敵は、『農民論』の著者でもある。このシンプルな事実を直視するとき、ガルヴェの通俗哲学の実像が見えてくる。農民や貧困の現実は、ガルヴェにとって、まぎれもなく思想的問題であった。その先に展望される啓蒙は、人間と社会の現実を見失うわけにはいかないのである。本稿は『農民論』の記述を丹念に辿り、そこに描かれた農民像と社会像を引き出すとともに、ガルヴェの啓蒙の具体的方策に迫りたい。

Fachgeschichte, Marburg: Elwert, 1998, S. 86ff; 165ff; 242.

- 3) Vgl. Wölfel, Kurt, Vorrede: Über das essayistische Werk Christian Garves, in: *Christian Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. K. Wölfel, Bd. 1, Georg Olms Vlg., Hildesheim / Zürich / New York, 1985, S. XII.
- 4) 『貧困論』については以下を参照されたい。大塚雄太「第16章：クリスティアン・ガルヴェの貧困論——文明化のなかの貧困と人間」『野蛮と啓蒙——経済思想史からの接近』（田中秀夫編）、京都大学学術出版会、2014年、521-550頁。
- 5) Vgl. Roth, Udo / Stiening, Gideon (Hrsg.), *Christian Garve(1742-1798): Philosoph und Philologe der Aufklärung*, Walter de Gruyter, Berlin / Boston, 2021.
- 6) Altmayer, Claus, *Aufklärung als Popularphilosophie: Bürgerliches Individuum und Öffentlichkeit bei Christian Garve*, Werner J. Röhrig Vlg., St. Ingbert, 1992; Koch-Schwarzer, *Populare Moralphilosophie und Volkskunde*, 1998, a.a.O.
- 7) アダム・スミスとの関係も『国富論』の訳者として指摘されるにとどまる。『農民論』に関しては、ややまとまった形での記述がA. Lyssyの論文にある。
- 8) 安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史』、名古屋大学出版会、2007年を参照。

1. 農民の特徴と心性

フリードリヒ・リスト（Friedrich List, 1789-1846）は「農地制度論」（1842年）で『農民論』について「この本よりもいたましい貧困証明書はこんにち発行されていない⁹⁾」と述べた。ガルヴェは農民をどのように描いたのだろうか。『農民論』第1講は、農民の諸特徴に焦点が当てられる。「農民自身は、農業従事者（Landwirth）そのものであるか、もしくは他人の農業の生ける道具である¹⁰⁾」。そして「地方政庁（Regierung）」と「グーツヘル」は、彼ら農民への関わり方を知る必要があるとガルヴェは言う。この発言からも推察しうるように、彼の思考はあくまでも身分制の枠内にとどまる。『農民論』は、農民に向けて書かれたものではない。それは一貫して、農民なる存在を古い意味での市民社会がどう受け止め、いかに国家に位置づけるかを問題にしているのであって、人間という普遍的次元に農民を溶解させるものではない。あくまでもガルヴェは自身を観察者と位置づけ、農民を取り巻く現実をまずは理解しようとしたのであった。

ガルヴェによれば、農民の特徴はふたつの原因によって規定される。ひとつは、重労働かつ単調な労働の特性と他身分との交際の断絶である。それは視野の狭さを生み、思考力は日常生活圏を越えていかない。いまひとつは、グーツヘルに対する従属関係である。農民は「市民社会（bürgerliche Gesellschaft）」の最下層に位置し、領主に奉公するのみならず、領主に裁かれもする¹¹⁾。そこにはしばしば領主の恣意が介入する。「農民身分ほど、他者が自身の上にもつ支配権を絶え間なく意識する身分はない¹²⁾」。

農民の境遇は、ユダヤ人のそれに類似するとガルヴェは言う。両者は共通して単一の物事、すなわちユダヤ人は「商売（Handel）」に、農民は「耕作」に専念する者であり、市民社会においては抑圧と軽蔑の対象であった。そこから彼らは「抜け目なさ」を身につけていく。とはいえ、商売と耕作の範囲内に制限された知識は、自惚れを生みやすく、先入観の支配をも受けやすい。また、従属と抑圧は上位者への「不信（Mißtrauen）」を農民につねに抱かせ、その振る舞いに影響を与える。交際範囲の限定、目に見える不平等、そして下位者としての自己意識が農民の妬みの感情を増幅させる。「好意と信頼は、妬みとは両立しない¹³⁾」。さらに現実的には、

9) フリードリヒ・リスト『農地制度論』（小林昇訳）、岩波文庫、1976年、107頁。この注の前後でリストは、農民の教育環境についてガルヴェ以上に痛烈に批判している。

10) Garve, CB, S. 6-7.

11) 農村の社会構造に関しては主に以下を参照。成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史2——1648年～1890年——』、山川出版社、2001年。若尾祐司・井上茂子編『ドイツ文化史入門』、昭和堂、2011年。坂井榮八郎『ドイツ近代史研究——啓蒙絶対主義から近代的官僚国家へ』、山川出版社、1998年。ヴェルナー・レーゼナー『農民のヨーロッパ』（藤田幸一郎訳）、平凡社、1995年。鈴木直志『広義の軍事史と近世ドイツ——集権的アリストクラシー・近代転換期』、彩流社、2014年。北條功『プロシヤ型近代化の研究——プロシヤ農民解放期よりドイツ産業革命まで』、御茶の水書房、2001年。藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』、未来社、1984年。阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』、中央大学出版部、1989年。

12) Garve, CB, S. 10

13) ebd., S. 14.

農場所有者と農民との間に、労働とその対価の支払いに見られる利益相反がある。このことから農民は、領主に対する疑心暗鬼を拭い切れず、提案される改良にさえ悪意を推測するようになる。農民の不信は地方政庁にまで及ぶが、農民身分から見て巨大な距離の向こうにいる「領邦君主 (Landesherr)」にまでは及ばない。ガルヴェによれば、身分的超越によって農民は君主を不偏不党であると思っている。

農民の交際関係の限定性は、諸身分の隔絶に起因する。ここに農民固有の性格が形成される大きな理由がある。後の「流行論」(1792年)でも指摘されることであるが、貴族ら上流階級は自尊心から自身の交際範囲を上流階級内に限る。交際は身分という垣根を容易には越えない¹⁴⁾。したがって農民は農民同士で交流し、そこに「団結心 (esprit de corps)」が生まれる一方で、上流階級の「判断や観念や実例」に接する機会をほとんどもたない。異質な他者との出会いから得られる道徳的影響の波及過程は、閉ざされているのである。それゆえ農民には、暴動などにより無知と制御不能な人々の集合というレッテルが貼られ、理性や「道徳的感情 (sittliches Gefühl)」は機能しないものと見られるようになる。こうして農民個人への視線が弱まり、農民というカテゴリがより強力で明確な特徴を備えていくのである。ガルヴェは言う。

それゆえ、やはり高位の者がこうした人々に対して抱くマイナスの考えが生じるのである。彼らは、それに属する〔無知で手に負えない〕人々を、ほとんどつねに一般的な見地から農民とみるのである。——個人的な性格の特殊な事情ではなく、身分の一般的な事情にしたがって。農民と農民のあいだの個人的差異には、彼らはほんのわずかしか注意を払わない。彼らは農民の側に、少なくとも注意をもって長くはとどまらない¹⁵⁾。

ガルヴェによれば、以上のように指摘されてきた農民の諸特徴は、彼らの境遇の固有性から「アプリオリに」導かれうるが、「アポステリオリに」認識される特徴もある。彼は第1講のすべてを費やして農民の諸特徴を描き出していくので、引き続きそれを追いかけてよう。

ガルヴェは古い箴言を引く。「農民は必要がなければ手も足も動かさない¹⁶⁾」。つまり、農民は「怠惰 (Trägheit, Faulheit)」である。理由はふたつ指摘されている。ひとつは、単調かつ緩慢な重い肉体労働の疲労による。いまひとつは、「行為の原動力である欲求」の欠如による。「何も考えない者は何も望まない¹⁷⁾」。だが農民はそもそも快適な生活とは縁がなく、命じられるままに働き、良いものを想像する余裕もないのである。ガルヴェは、彼らの精神的怠惰の改善には教育が寄与すると述べ、啓蒙の効果を説くのだが、それについては後に詳しく考察する。さて、無思慮な農民のみならず、熟慮する農民さえも怠惰に陥る場合がある。自身の境遇を改善

14) この点に関しては以下も参照されたい。大塚雄太「流行論の知られざる名著——クリスティアン・ガルヴェ「流行について」」『経済研究所所報』(愛知学院大学経済研究所), 第2号, 2022年。

15) Garve, CB, S. 21.

16) ebd., S. 24

17) ebd., S. 25

しようとしても、その見通しが立たなければ、断念に追い込まれる。ガルヴェは言う。

より幸福になりたいという人間の自然な欲求は、その他すべての原動力〔Triebfeder：ばね—引用者〕のようなものである。その弾力は、克服不可能なあまりに大きな反対圧力によって、ついには失われてしまう。活動はたえざる失敗のもとで弱まってしまふのだ¹⁸⁾。

「大きな反対圧力」とは、農民の社会環境のメタファーに他ならない。努力に見合った対価が得られず、望みが挫かれ続けるところに残される楽しみは、休息という名の無為である。ガルヴェはいくつかの経験的・歴史的事例を引いて説明を加える。彼曰く、地理的条件が良好な場合、また各人の成果に応じて遺産を大きくしうる場合には、勤勉が保たれたという。いずれも努力が報われるからであろう。そうした所では、公共事業の労働力も「個人的便益」を享受する見込みから、勤勉さを失うことはなかったという。かつては社会的結合と、現在と将来に対する希望が、各人の勤勉を動機づけたのである。ガルヴェの時代は、それとは対照的であった。彼の見るところ、労働の熱意や意欲は相当消失してしまっている。重い「賦役（Frohndienst）」も、農民を怠惰にした。勤勉は収益につながらないのである。「特に、つねに求められるかもしれず、さりとてつねに必要なとされるわけではない賦役ほど、怠惰を誘うものはない¹⁹⁾」。ガルヴェは農民の日常にさらに肉薄し、怠惰の原因に「飲酒を好む質」までも挙げている。「社交的な気晴らしを欠いた身分においては、勤勉は酒酔いよりも大きな敵をもたない²⁰⁾」。

とはいえガルヴェは、貧しい農民の窮状に目をやることを忘れない。重労働による疲労、過大な賦役、切れ目のない労働、粗末な食事。この条件下で、彼らが健全かつ活発になれようはずもない。しかもこれらの悪条件は、幼少期から続くものなのである。ガルヴェは言う。

十分な栄養を与えられて育った農民の息子、おまけに早くから重い荷物を持ち上げる必要がなく、天気から身を守る服と寝床をもった農民の息子は、当然のこととして、より強靱で敏捷でそれゆえ活発な大人に成長する。両親がやっとのことで、最も粗末な食べ物だけで満足させる息子よりも。その息子は子どもの頃から青年が担う仕事をしなければならず、本当は睡眠と休息によって休養すべきところ、亜麻製の仕事着を着て、みすぼらしいわら布団の上で、冬の寒さに震えることは珍しくない²¹⁾。

次に農民の特徴として指摘されるのは、見知らぬ者への態度である。それは小旅行におけるガルヴェ自身の経験に基づいている。農民は基本的には、見知らぬ者を奇異の目で見つめる。そ

18) ebd., S. 28.

19) ebd., S. 32.

20) ebd., S. 34.

21) ebd., S. 35.

れが立派に見えれば、抑圧に慣れ切った農民は謙遜を示す。あるいは、よそ者を嘲笑する場合もある。ガルヴェによれば、他者を愚弄する心性は、教育を受けていないがゆえの子どもじみた性格に由来する。裕福や兵役により自信と世間的知識を備えた、しかし道徳的には陶冶されていない農民は、よそ者にそっけなく冷たい。こうした農民は狡猾であり、裕福で身分が高いと分かれば態度を一変させる。とはいえ、このことは、富や高貴に対する農民の関心の存在を裏付けるものでもある。ガルヴェが一概に態度の豹変を断罪しないのは、そこに向上への動機が芽生える可能性を見るからである。農民にとって異質な他者との出会いは貴重なのである。よりあからさまに、利己心に忠実な農民もいる。彼の親切と世話は、横目でよそ者の財布を見ている。産業や商業と接点を持ち、貨幣的価値観が浸透した農民にあっては、どれほど小さくとも、富の追加の機会は軽視されない。

続いて農民は、都市の手工業者の下位層と対比される。肝心なのは、都市の手工業者と比較されることである。ガルヴェがこの対比から引き出すのは、農民の「無教養」と「粗野」すなわち「無作法 (Grobheit)」である。先述したように、農民の日常には上流階級との交際の機会がない。これに対して都市の手工業者は、刹那的とはいえ、上流階級との接点をもつ²²⁾。折に触れて「模範」を見ることの意味は大きく、いわば手工業者は上流階級から間接的にさまざまな礼儀作法の手ほどきを受けることができる。しかしながら、ガルヴェによれば、そうして得られるのは、高貴と卑俗の混合物としての「市民的風采 (bürgerliches Air)」でしかない。彼は、都市の手工業者の農民に対する条件的優位、あるいは農民の「無作法」の理由を、礼儀作法なる表層に認めるのではない。両者の差、そして「無作法」の源は、「教育と自由」の異なる程度にこそ求められる。

ガルヴェによれば、地方の初等教育内容は都市に比べ、恵まれていない。農村では、都市において得られる自己形成と自己相対化のための機会と情報量が、絶対的に不足しているのである。農民は啓蒙からもっとも遠くに生きる人々であった。また、手工業者と比べて農民は自由でもない。職人とは異なり、農民は自身の主人との関係から逃れえず、領主に服従し、賦役と貢租とを背負う。農民は、領主の利益と自身の利益が、終始相反すると思いながらも、関係を断つことも、それに付随する「協定項目 (Vertragspunkt)」を変更することもできない。つねに大きな負荷のもとにある農民は、追い詰められて「ごまかし」「計略」「陰謀」に走る²³⁾。そ

22) ガルヴェは後年の論考「ロシュフコーの格言について」で交際について次のように述べている。「偉大な作曲家になろうとする者が十二分に曲を演奏しなくてはならないように、交際が非常に洗練されるべき人間社会には、やはり十二分な交際がなくてはならないのである。よい社交家 (Gesellschafter) になろうとする者は、多くの時間を社会で過ごさなくてはならない」。Garve, Christian, Ueber die Maxime Rochefoucaults: das bürgerliche Air verliert sich zuweilen bey der Armee, niemahls am Hofe, in: *Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Literatur und dem gesellschaftlichen Leben*, Tl.1, W. G. Korn, Breslau, 1792, S. 312. (*Christian Garve Gesammelte Werke*, Bd.1, 1985, a.a.O.)

23) ガルヴェは tückisch なる農民に対する特有の形容があることを示す。それは「欺瞞的 (betrügerisch)」という語とは区別され、「狡猾 (listig)」の亜種であると位置づけられている。この形容は「恐れ、内気、無知が嘲笑や反感と混ざり合った」人相と結びつけられ具体化される。Vgl. Garve, CB, S. 56ff.

れにとどまらず、支配者に対する反感と嫌悪が増幅し、「奴隸的卑下」を打ち捨ててそれらを爆発させるとき、農民は「虎のように荒れ狂い、あらゆる人間的感情をも突如として失う²⁴⁾」までに至る。こうした農民の実情に鑑み、ガルヴェは教育による改善の必要性を強く認識するのである。

農民の特徴について、ガルヴェの指摘はさらに続く。農民は革新を好まず、過去と経験に固執する。このことは、上に述べた農民の性格と関係がある。怠惰や理解力の不足は、革新を拒否し、旧来の経験に基づく方法に傾きやすい。改良への提言が「お上 (Obrigkeit)」「グーツヘル」「学者」からなされるも、上位者への不信はその浸透を阻止する。そして、農民のもとでは「よりよい状態を目指す欲求」が失われている。ただしガルヴェは、経験を全否定し、革新の不足を嘆いているのではない。むしろ彼は、革新の盲目的追求を戒めている。

経験は事実として人間を導く。…それゆえ、経験に基づくローカルな知識をもつことなく、一般的な根拠に基づいて信用されている変更を行わねばならない改革者は、何年かの試みのあとで、最初は軽視されたやり方にしばしば立ち戻る。賢い農業従事者たちも、以下の点で一致している。多くの、そして新しい時代に提唱された変革の大部分でさえ、本質的な有用性はないということ。そして総じて農業においては、よい収穫を上げようとするなら、新しいやり方よりも正確で几帳面な実施のほうが重要であるということ²⁵⁾。

とはいえ、古きものところに留まり続けようとする農民の心性に問題がないわけではない。「精神の陶冶への最初の一步は、より優れた感覚の感受性である²⁶⁾」からである²⁷⁾。ガルヴェは、無為からの脱却と向上への努力と勤勉の重要性を、繰り返し説いてきたのだった。偶然手に入れた豊かさは、農民を思い上がらせ、不道德への道を行かせる。「勤勉の段階的進展」と「負担の漸次的軽減」による豊かさへの到達こそが、農民に道徳的洗練をもたらしうるのである。

主体性という観点から見て、「体僕制 (Leibeigenschaft)」は過酷である。ガルヴェによれば「農奴 (der leibeigene Bauer)」には、領主への奴隸的な依存が見られる。その結果として、彼ら

24) ebd., S. 60. 18世紀後半に露呈しつつあったグーツヘルシャフトの行き詰まりは、実際に農民闘争に発展している。この点について以下、特に「Ⅲ. プロイセン「農民解放」と農民運動」を参照。及川順『ドイツ農業革命の研究 (全二巻)』、及川博、2007年。なお、同書下巻には官房学者ユスティへの詳細な言及も含まれており貴重である。

25) Garve, CB, S. 66.

26) ebd., S. 67.

27) この点に関連して、農民が「より多くの快適性の知識と、なんらかの奢侈の愛好によって、粗野な享楽から守られる」可能性を説いていることから、ガルヴェは、奢侈に人間の感覚を洗練する作用を認めていることがわかる。それは後年の「流行論」の認識にも共通する。Vgl. Garve, CB, S. 71; Garve, Christian, Ueber die Moden, in: *Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Litteratur und dem gesellschaftlichen Leben*, Tl.1, W. G. Korn, Breslau, 1792, S. 222ff 竹野氏も同様の指摘をしている。竹野伸博「ドイツ通俗啓蒙——C・ガルヴェ研究」『市民社会の思想・水田洋教授退官記念論集』（宮本憲一ほか編）、御茶の水書房、1983年、163-164頁を参照。

のもとに「物乞い気質 (Bettlerssinn)」が生じる。ただし、物乞い気質をもつ農民は一部に限られると彼自身が断るように、ガルヴェは一義的な存在として農民を見ていたわけではない。彼は農民の実情に注意深く、農民という名称のなかには二種類の人々がいると述べ、「農地所有者」と「賦役人 (Fröhner)」「農場労働者 (Dienstleute)」「小屋住農 (Hofgärtner)」とを区別する²⁸⁾。ガルヴェによれば、前者に特徴的なのは、無作法、古きものへの傾倒などであるが、後者は隷従状態や教育の不足、そして貧困による「偽装」「陰険さ」「盗癖」を特徴とする。前者が受ける領主からの影響は大きくない。そしてまた、何世代も続く豊かな土地保有農民は、貴族の誇りにも似た「家柄の誇り (Familienstolz)」をも抱くようになる。他方、後者はたえざる監視下に置かれ、服従に耐える。主人の家計と自身の暮らし向きが強く連動するからである。ただし、監視の枠が外れれば、勤勉も失われやすい。領主に対する「偽装」も稀なことではなくなるとガルヴェは言う。

最後に、農民は家庭内ではどのように振舞うのだろうか。厳しく支配される者は、「彼らのもとにいる者を同様に厳しく支配する²⁹⁾」。過酷に扱われるのは、「子ども」と「奉公人 (Gesinde)」である。以下のガルヴェの指摘は、きわめて興味深い。

農民は、彼ら〔子どもや奉公人〕を、些細な故意でない過ちの廉で、とりわけそれによって何か彼の所有物が傷つけられようものなら、しばしば節度なく強烈に叱る。そしてそれとは反対に、気づかぬうちに重大で故意の過ちをそのままにする。このことは、農民が自身の子どもの教育の際に犯す最大の過ちでもある。そしてそれによって農民は、彼らに従順の代わりに悪意と反抗とを教えているのである³⁰⁾。

ガルヴェによれば「憤激と恐怖」は、粗野な人間のもとで優位となる激情である。「愛情 (Liebe)」は高位の身分では道徳や性格の陶冶に大きく寄与するのだが、農民の場合には「道徳的感情 (moralische Gefühle)」に結びつかない。彼らは「感覚性 (Sinnlichkeit)」の支配下にある。そもそも彼らには、「愛情から仕事をする暇が十分でない³¹⁾」。さらに結婚による墮落の危険性に対してガルヴェは、妻の家庭内の役割を強調する。やりくり上手で気立ての良い妻であれば夫の勤勉も保たれるが、妻が浪費と無秩序に染まれば夫の不機嫌と墮落を招き、彼は放縦になるというのである。「人付き合いの良い善良な妻は、主人を休息と家での骨休みの時間にとどめておく。けんか腰の妻は主人を追い立て、飲み屋と遊びを求めようになってしまう³²⁾」。

28) この時代の農民を把握するには、農民層の分化過程に注意しなければならない。関係する研究は多くあるが、さしあたって以下を参照。北條、前掲書第一章「一八世紀後半の東ドイツにおける『農業革命』の特質」、3-68頁。藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』、御茶の水書房、1967年、47-106頁。

29) Garve, CB, S. 79.

30) ebd., S. 79.

31) ebd., S. 80.

32) ebd., S. 83.

1786年に書かれた『農民論』の歴史的制約を如実に物語る一節であるが、総じて人を思いやる「愛情」が農民の日常に定着していないことをガルヴェは憂慮している。

2. 領主の役割と義務

ガルヴェは以上のように農民の諸特徴を引き出したが、それはどのように生かされるのだろうか。『農民論』第2講以降は、支配階層の農民への対応をめぐり実践性を帯びる。ガルヴェは「農民を知ることがとりわけ重要な人は、グーツヘルと領邦君主——土地のもっとも主要な所有者としての貴族と地方政庁である³³⁾」とあらためて述べ、第2講では領主の役割に着目する。

貴族階級が経済的観点から統治を考えたとき、「地代 (Zins)」への関心から農民の処遇が問題となる。それは、彼らをうまく服従させることに尽きる。ガルヴェは言う。「人が良い支配者と呼ぶものは、しばしば単に薄弱な支配者である。もしくは善良であると同時に薄弱な支配者である³⁴⁾」。彼らのなかには、何か問題がない限り領民の振る舞いに無頓着な者がある。些細なことに固執するものの、大きな過ちを処罰されないままにする者もある。臆病な支配者にあつては、必要な処罰を決定できない。そしていざという時に、処罰の適切性を判断する能力を持ち合わせない。優れた統治の才覚を備えることは、容易ではない。

ただしガルヴェは、領主の個人的性格だけに統治の技法の要諦を委ねようとはしない。支配従属関係は仲介者を伴って複雑化しており、ガルヴェはそこに農民と領主の抗争の源を認めている。貴族自身が命令と処罰を行い、農民の不満を聴き、彼らの権利を審理する場合には、農民は反抗的にはならない。彼曰く、「農民と領主の間で争われる訴訟の三分の二、特にもっとも熾烈で、もっとも執拗な農民の領主に対する攻撃は、領主が司法あるいは封建領主的諸権利の運用を委ねる仲介者によってそのきっかけが作られる³⁵⁾」。具体的にその仲介者として挙げられるのは、「管区長 (Amtmann)」と「法務官 (Justitiar)」であり、彼らを領主は、用心深く監督しなければならない。

領主不在で「管区長」の完全な支配下にある農民は、「まず間違いなく墮落する」。功名心かられた管区長の高慢と打算と暴力の行使によって人心が離れるだけではない。ガルヴェによれば、管区長と農民との距離は、身分的にも分別の点でもそれほど遠くない。そして農民も自尊心をもつ。したがって、自身と大差ないと思われる人間による命令と処罰を受ける農民の心に従順は生まれえない。そこに頻繁に芽生えるのは腹立たしさである。特定の者への最賈も農民の不機嫌を増幅させる。農民は身分の違いも、その国家における評価もよく心得ており、自身を明らかに超越する貴族への服従であればつながりが感じられ、農民の自尊心は満たされる。

33) ebd., S. 85.

34) ebd., S. 87.

35) ebd., S. 90.

ゆえに、「貴族は〔農民の〕服従を獲得しやすい³⁶⁾」。このことから導かれるのは、領主は「腰巾着 (Günstling)」を求めることよりも、統治を自らの手で実行する姿を領民に見せ、自身への門戸を開いておくほうがよいということである。

「法務官」と農民の対抗関係は、法務官の恣意と軽率から生じる。ガルヴェが問題視しているのは、たとえば、彼らが農民に科す過度な罰金刑である。農民は総じて貧しく、「彼らの財布への攻撃ほど、彼らにとって切ないものはない³⁷⁾」。法務官のなかには、慎重さを欠き、農民の生活基盤を破壊する者があるのである。ゆえにガルヴェは、管区長も含め彼らの放任を警告する。「抑制されていない自由は、抑圧や不正と入れ替わる。そしてその結果は、道徳的性格の退廃と農民の不満、不幸、そして悪意に行き着くだろう³⁸⁾」。

統治の主体としての貴族の存在、また貴族と農民との物理的かつ心理的つながりが、農民の服従を確かなものにし、統治の円滑で円満な遂行を可能にする。ただし、心理的なつながりは身分的隔絶のもとでこそ農民に意識されたのだった。農民への接近の仕方を誤れば、かえって逆効果を生みかねないのである。彼が戒めるのは、「施し」や「金銭の授与 (Geldbewilligungen)」によって領民を手なずけることである。ガルヴェは言う。

私はある市民的土地所有者を知っている。彼は裕福であり、非常に人情に厚い考え方をしたので、以下のこととともに彼が獲得した新しい土地の管理を始めた。彼は、あらゆる居住者にその場所に張り付いていることの負担に対する支払いをし、家長ひとりひとりにターレル貨を与えた。その慈善は、与える者にとって立派なことであり、受け取る者の多くにとっては重要なことであった。にもかかわらず、やがてまもなくこの農民は、そうした彼らの気前の良い主人に対して、彼の前任者のみならず、尽くした奉仕を拒んだのである³⁹⁾。

ガルヴェはここでキケロー『義務論』の一節を引く⁴⁰⁾。「施しは底なし (Geschenke finden

36) ebd., S. 92.

37) ebd., S. 101.

38) ebd., S. 101f.

39) ebd., S. 103f.

40) ガルヴェがキケロー『義務論』(ガルヴェ訳出版は1783年)から受けた影響は相当大きく、『農民論』の執筆にも影響を与えているように思われる。たとえば次の一節が、ガルヴェを内側から突き動かしているように思われてならない。「プラトーンが哲学者に関して述べたところでは不十分だとみなさねばならない。哲学者は真理の探究に従事し、多くの人々が懸命に追い求め、剣にかけて取り合いまでするものを軽蔑して無価値と考える、ゆえに哲学者は正しいとプラトーンは述べた。が、なるほど哲学者は一方の種類の正義、すなわち、不正による加害者とならないという正義は達成しているが、他方では不正に墮している。学問的熱意が妨げとなって見守らねばならない人々を見捨てているからである。プラトーンはまた、哲学者は強いられる場合でなければ公の事柄に乗り出すべきではないと考える。しかし、それは自発的に行われるほうがより正当であった。というも、正しい行為が正義となるのは、それが自発的になされるときだからである」。キケロー「義務について」(高橋宏幸訳)『キケロー選集9(哲学Ⅱ)』、岩波書店、1999年、143-144頁。周知のとおり、『義務論』の後世への影響は絶大であり、それはまぎれもなく近代思想の基礎の一つであった。たとえば、アダム・スミスもキケローを読んでいたが、『道徳感情論』のあまりにも有名な次の個所と『義務論』の一節を比較したとき、その重なりにはキケローのスミスへの影響を見ることは不可

keinen Boden)⁴¹⁾」。農民が賦役を果たすべき義務として自覚し、勤勉かつ首尾よく行うことが肝要だとはいえ、それは農民側の教育と啓蒙の問題であると同時に、領主側の問題でもある。そのために領主は、農民に慈善を施すのではなく、ましてや暴力などは論外であり、明確な指示と継続的な監視に努めねばならない。また、農民の腐敗と不従順を招くのは、領主の理解力や決断力の不足に加えて、「身分の低い人々にあわせて自分の考えを述べる⁴²⁾」力の欠如であるとガルヴェは言う。彼は『農民論』第2講で領主の啓蒙を実践しているのであり、さらにその先に、領主もまた啓蒙の実践側に立つことを展望したのであった。ガルヴェは言う。「農民を統治することは、農民を教育することを意味する⁴³⁾」と。

領民の「道徳的態度 (moralische Verhalten)」に対する用心を保つとなれば、ポリツァイの職務は非常に重要である。「風紀の監察官 (Censor der Sitten)」として、領主は日常に生じる雑多な問題の解消に尽力する。その際に、厳格さや畏怖という要素は必要であるが、そこに「愛着 (Liebe)」が加わるべきだとガルヴェは言う。彼によれば、グーツヘルが領民の「愛着」を獲得するには、グーツヘル自身のよき経済活動によって、賢明で考え抜かれた調整と指示によって、そして領民の暮らしぶりを慈父のごとく監督することによって、彼らの生活水準を上昇させるか、あるいは豊かさを自ら得るための手段を彼らに提供するのがよい。もちろんそれは、先に見たように「施し」や「金銭の授与」によって達成されるものではない。

もっとも、ガルヴェによれば、自身の耕地をもち領主への依存度が低い上層農民にあっては、領主の経済力が農民に直接影響することはない。そこで農民の愛着の獲得に有効なのは、領主

能であろうか。スミスは言う。「富と名誉と出世を目指す競争において、彼はすべての競走者を追い抜くために、できる限り力走していいし、あらゆる神経、あらゆる筋肉を緊張させていい。しかし、彼がもし彼らのうちの誰かを押しのけるか、投げ倒すかするならば、観察者たちの寛容は完全に終了する。それは、フェア・プレイの侵犯であって、観察者たちが許しえないことなのである」。Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*. ed. D. D. Raphael and A. L. Macfie, Oxford: Clarendon Press, 1976, p. 83. (邦訳:『道徳感情論(下)』(水田洋訳)、岩波書店、2003年、217-218頁。)キケローも言う。「われわれは自分に有益なものを打ち捨てるべきではないし、自身が必要としているのに他人に譲り渡す必要もない。各人が、他人に対する不正行為とならない限りにおいて、各自の有利になるように努めればよいのである。クリューシッポスが他の多くの言葉と同様に弁えある言葉を述べている、『競技場の走者は精いっぱい頑張る力に限り勝とうとせねばならない。が、他の競技者を転ばせたり手で押しのけたりすることをしてはならない。これと同じく人生においても、各人が自分に有益なものを求めるのは不当ではない。が、他のものから奪い取る権利はない』と」。キケロー、前掲書、300頁。

41) Garve, CB, S. 104. なお、ガルヴェによる『義務論』の独訳に同じ表現を確認した。

42) ebd., S. 106. ガルヴェは以下の論考で、話の分かりやすさを言葉の正確な使用や想像力を刺激する具体的事例に引き付けている。彼曰く、「農民と手工業者向けの本とは、彼らが自分のために独力で理解できる本に他ならない」。Garve, Christian, Von der Popularität des Vortrages, in: *Christian Garve Gesammelte Werke*, Bd. 4, a.a.O., S. 342. 分かりやすく説くことについて、フリードリヒ大王も同様の認識をもっていた。彼も言う。「優れた手本は、つねにそれを模倣すべき人々の理解力と水準とに即さねばならない」。Friedrich II., Essai sur l'amour-propre envisagé comme principe de morale, in: *Œuvres de Frédéric le Grand*, ed. Johann D. E. Preuss, TOME IX, Berlin, 1848, p. 113; Die Eigenliebe als Moralprinzip (1770), in: *Die Werke Friedrichs des Großen*, Bd. 8: Philosophische Schriften, Hrsg. Gustav Berthold Volz deutsch von Friedrich v. Oppeln= Bronikowski, Reimar Hobbing, Berlin, 1913, S. 52. ただし後にも見るように、ガルヴェの言う分かりやすさとは、内容的なレベルダウンを意味するものではない。

43) Garve, CB, S. 109.

自身が「模範」となることである。それは農民の模倣の対象となり、彼らの勤勉を刺激し、領主が採用する方法への信頼感を高めることにつながる。農民にとっては、目に見える現実の好転が非常に大きな意味をもっている。農民の家計を助け、彼らの現状への適切な配慮がなされたら、たとえ命令が強制的であったとしてもそれが境遇の改善に資するものであるなら、農民は領主に「好意 (Zuneigung)」を抱く。その具体策は場所や慣習によってさまざまであるが、領主に向けて発せられるガルヴェの次の訴えは、注目に値する。

農民は人間であり、人間的な動機に駆り立てられるのである。農民を愛する者を、農民もまた愛する。ただ、農民は自分を誰かが愛しているとは信じがたく、自分に親切にしてくれる気持ちが自身の領主のもとに存在しているともとても思えないのである。そして私はこう言ってもよいだろう。そうした気持ちが、事実として、いたるところに存在しているわけではない。

多くの人々、また優れた貴族出身者も、何しろ農民をただ単に、容易く取り扱えたらと望む道具とみなす。農民自身の感情を彼らは考慮しない。このことは、あいにく最良の主人にもっとも頻繁に降りかかる。かつてとある分別のある者が私に言ったのだが、彼らは非常に物に関心をもつので、人にまったく思いを寄せないのである⁴⁴⁾。

農民に対する悪い印象をもち、彼らを軽蔑する人々の目に農民は、「犁につながれた役畜」のようにしか映らない。このような見方もガルヴェ曰く、「われわれの時代の啓蒙 (Erleuchtung) によって」和らげられてきているものの、領主に対してもいっそうの啓蒙が必要なのである。ガルヴェは領主たちに、理性の原則に照らして正しい方針の粘り強い続行を求めている。領主は、農民の精神的な模範ともならなければならない。つまり領主は、優れた手腕をもつ支配者であると同時に、徳高き者でなければならない。

「農民は、総じて人間がそうであるように、非常に模倣する生き物 (ein nachahmendes Geschöpf) である⁴⁵⁾」。農民の模倣は、目に見える外面的なものを端緒とするが、次第に内面的な、すなわち自己判断を促す道徳的なものへと進展する。農民は領主と交際しないものの、領主が農場を自己管理する限り、領主のもとで領主とともに働く。この過程で領主の行動とその結果を目の当たりにする農民は、領主を模範に自身を相対化する機会を得て、「模倣欲求 (Nachahmungstrieb)」を駆動させるのである。無論、領主が墮落すれば農民も墮落し、領主は翻って軽蔑の対象となることを、ガルヴェは耽溺の具体例までも挙げて力説している。加えて彼曰く、模範の浸透による道徳的洗練は短期間では実現せず、領主の頻繁な交代によって妨害される⁴⁶⁾。

44) ebd., S. 124.

45) ebd., S. 127.

46) 坂井氏によれば、グーツヘルのための信用金庫「ラントシャフト」設立が領地売買を刺激することによって、

グーツヘルの農民に対する関係について、ガルヴェはさらに二つの異なる角度から光を当てて論じている。ひとつは、人間の自由と平等の理想をもつ人々の立場であり、いまひとつは現存体制を擁護する人々のそれである。前者は、グーツヘルシャフトの諸条件、すなわち、移動の不自由や結婚の制限、収入の低さ、子どもの奉公などに農民の「奴隷状態 (Slavery)」と「自然的諸権利 (natürliche Rechte)」の剥奪状態を見る。他方、後者は、過去から現在に連なる「契約」の有効性を主張し、隷属の悪条件を否定する。ガルヴェは両者に合理性と誇張とを認めながらも、基本的には農民側に立って、ただし国家的観点から、農民の隷従の妥当性に関する問題を浮上させる。

具体的に挙げられるのは、賦役労働と報酬の適切な割合、報酬と生活に必要なものとのバランス、賦役労働の「対価 (Preis)」の正当性、さらには領主と領民の関係が良好か否かなどであり、これらは実に多岐にわたって検討の余地がある。しかし、それゆえに妥当性の判断は困難を極め、司法の場において容易に決着できるものではない。ガルヴェは、紛争の審理に関わる裁判官による恣意の混入をも警戒しており、裁判官は法律と伝統に則って審理すべきと主張する。彼曰く、この困難にあって農民の境遇改善のための決定、つまり「正しいこと (recht)」ではなく「良いこと (gut)」の決定に関われるのは領邦君主である。とはいえ、現場から遠い領邦君主にはなしえないことがある。ここに、現場に近く、農民の実情を知るグーツヘルの自発的で献身的な役割が期待されるのである。ガルヴェは言う。

彼ら〔グーツヘル〕は所有者 (Eigentümer) であるのみならず、君主 (Regent) でもあるのだ。このことはまさに、彼らが国家のなかで受ける格別な尊敬の理由なのだ。しかし彼らが君主の諸特権 (Vorrechte) をもつなら、彼らはその義務をももつのである。彼らは領民から単に利益を引き出すだけではいけない。彼らは領民らを統治する、つまり彼らの振る舞いを監視し、彼らの幸せに配慮すべき立場にある。——彼らはそのうえ、権力が恣意的なものを多く含みもつ君主である。というのも、彼らは色々な統治の仕方をあわせもつからである。それゆえ彼らは、その誤用にいっそう気を付け、——いっそうの慎重さ、また人権および自身の領民の自然な感情や願いに対する十分な注意をもって、それを実行する責任がある⁴⁷⁾。

ガルヴェが領主に望んだのは、古き「契約」に立脚した諸権利を自ら制限し、あるいは犠牲にすることを通じて、現在生活する者たちの幸福と困窮に配慮することであった。「自発的犠牲 (freywillige Aufopferung)」という言葉には、ガルヴェの希望が込められている。もちろん彼は、

シュレーゲンでは1764-70年の間にほとんどすべての騎士領がその所有者を変えた地域があった。領主と農民の関係に影響を与えたこうした動向を、ガルヴェも見ていた可能性が高い。坂井、前掲書、3-23頁を参照。
47) Garve, CB, S. 155f. グーツヘルシャフトは「国家内の国家」であったと言われる。成瀬ほか編『世界歴史大系ドイツ史2』、前掲書、93-94頁を参照。

特権の全面的破棄を領主に求めているのではない。その特権は過去の経緯に遡ってみても、正当に確保されるべきものもある。しかしたとえば、古き契約にもとづく「奉公人(Dienstgesinde)」の現在の賃金水準や生活環境たるや、きわめて劣悪なものであった⁴⁸⁾。第2講の最終部でガルヴェの希望の強い後ろ盾となったのは、カントの言葉であった。「理性と自由をもつあらゆる存在は、被造物における目的であって、たんなる手段ではない⁴⁹⁾」。

3. 農民の教育と啓蒙

第3講は、地方政庁および領邦君主の役割について論じられる⁵⁰⁾。「市民社会」における「すべての構成員の幸福の増大」を目標として、領邦君主は何をすべきであろうか。国家収入における農民の貢献は大きく、「君主の新たな配慮」が必要とされている。ガルヴェは言う。

君主はそれゆえ農民の中に、第一に税が払える (steuerfähig) 臣民を、第二に、よき兵士を、第三に、穏やかで一般法に従順な市民を、最後に、可能な限り彼らのところに裕福で幸福な人間をもつことを願う⁵¹⁾。

以上は相互に関連する。たとえば、税の支払い能力は、生計の豊かさに依存する。よき兵士は、十分にたくましくなくてはならない。したがって君主は、とりわけ若い農民の生活の実態に関心をよせる必要がある。ガルヴェの考察は、かなり細かいところにまで及ぶ。自身および国家体制への愛着を臣民に持たせるために君主がなすべきことは広範にわたるのだが、その軸にガルヴェが見据えるのは、農民の負担軽減と農民の教育への支援である。

農民の負担軽減に関して容易に想像されるのは貢租の免除であるが、ガルヴェはこれに与しない。彼曰く、税の低さはかえって農民の勤勉を削ぎ、無秩序を招き、彼らの零落の際の保護

48) 若尾氏は「奉公人＝奴隷」論は性急な見方だとし、「奉公人制度は…奴隷制度と近代賃労働制度の中間段階に位置する、独自の意義を担うものとして把握されるべきだ」と述べている。若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立』、ミネルヴァ書房、1986年、80-86頁を参照。

49) Garve, CB, S. 168. この一節は、カント『人倫の形而上学の基礎づけ』(1785年)に含まれる。

50) 領邦君主と地方政庁の役割を強調するガルヴェは、前年に書かれた『貧困論』の論調も含めて、明らかに共同の幸福を志向する官房学的発想に立っている。とはいえ、このことは、彼の思想の後進性を示すものではないように思われる。ガルヴェはしばしばカントと対比されてきたが、対比の枠組み自体にカント側に近代的本質を見ようとする傾向があるのではないだろうか。官房学とスミスの関係についても同様である。これまでの思想史研究においてガルヴェや官房学は、総じて、背景であり克服対象であった。身分制の上に啓蒙を展望するガルヴェと啓蒙絶対主義との親和性を捉えたうえで、「絶対主義の枠の中での啓蒙観を限度いっぱいのところまでおし進めることはできた」という竹野氏のガルヴェ評価は、わが国のかなり早い段階における社会思想史研究として重要である。竹野、前掲論文、174-175頁を参照。官房学については、大塚雄太「官房学」『社会思想史事典』(社会思想史学会編)、丸善出版、2019年、264-265頁を参照。なお、歴史学からの啓蒙絶対主義評価および、「啓蒙のドイツの特徴」に関して、近代的理念にひき付けられがちな思想史研究への問題提起をも含む以下の研究を参照されたい。鈴木、前掲書、特に第七章「近代転換期ドイツの国家と社会—啓蒙絶対主義の歴史的位置」、157-176頁。

51) Garve, CB, S. 171.

を不可能にする。税収の低さは、貧しさへの国家の対処能力の喪失を導く。だからといって税を引き上げればよいわけではない。税収の上昇は、農民の勤勉を刺激した結果としなければならないのである。「政府の活動と良好な経済はまた市民の力を刺激し、実例と活気づけによって、その考案精神と勤勉を呼び覚ます⁵²⁾」と言うガルヴェは、国民的事業にも意義を見出している。農民の勤勉を刺激し彼らの収入の手段を増加させることが、手順として、税の引き上げに優先されるのである。

ガルヴェはドイツやフランスの過去から、税額の頻繁かつ恣意的な変更による失敗例を引き出している。それは農民を不確実性と不安の渦中に落とし込んだ。そこで彼が提案するのは、「領地（Ländereyen）」に対する税額の固定である⁵³⁾。これによって、耕作は活性化する。というのも、税額の固定期間に改良や耕作地の拡大によって収入が増大した場合、その増大分はそのまま収益となるからである。「このことは勤勉の公正な報酬である⁵⁴⁾」。加えてガルヴェ曰く、強制執行はフランスの例に鑑み、回避されるべきである。「無給の賦役」としての雑役も負担が重く、不公平と恣意の混入を招きやすい。耕地からの引きはがしと奉公場所への高い旅費が、農民を窮境に追い込むこともある。彼らに大きな損害を与える役務は望ましくない。

ガルヴェは、時代が下って農民の状態はより苦しいものになったという。君主と領主への二重の服属において、農民の負担は過去に比してむしろ重くなっている。彼は、われわれが君主の立場に立つなら、多感な心をもつ限り、間違いなく以下のように考えるだろうと言う。

普通の農民は、結局のところ哀れな者である。…不正をなせば、彼はなにか不当なものを要求する。そうして彼は自身の領主から、そのたびに少しだけ、多くの場合領主の財産のほんのわずかな部分を奪う。わたくし君主が、農民に生じるべき公正を、彼が果たすべき公正よりも、より厳格に監視することはもっともなことである。

さらに、農民の領主である貴族は、身分の高い者である。彼は幾重ものつながり、特に裁判官、お上の人々、大部分が彼の身分から雇われた政庁の下部組織（Unterregierung）のメンバー——要するに、第一級の公僕や君主のお気に入りとのつながりのなかにいる。農民は誰も知らないし、名望ある人物を親戚にも友達にもたない。前者〔貴族〕は、知性と教育と知識を有し、自身の権利と根拠を明瞭に示しうる。後者〔農民〕は無知であり、うまく話すこともできない。彼の報告は、高位の身分出身のあらゆる人々にとって、理解不能かつ不快である。すべての自分の臣民の面倒を見るべき、わたくし君主はしたがって、つながりから見捨てられた人、後援者を失った人、無学な人、雄弁でない人のことを、いくらかより多く気遣わねばならない⁵⁵⁾。

52) ebd., S. 178.

53) ガルヴェはヤング（Arthur Young, 1741-1820）の見解を引き、フランスよりもグレートブリテンで農業が繁栄しているのは地租が長く固定されたことによるという。Vgl. ebd., S. 184f.

54) ebd., S. 184.

55) ebd., S. 191f.

この架空の君主は、貧しいながらも自身に大きく貢献してくれる農民に何ができるかと問う。君主に接近することも叶わず、名誉も十分な報酬もなく、自らの健康を犠牲にしながら奉仕する農民に心を寄せる以外、この架空の君主は何をなすのか。「だから良き君主は考える。フリードリヒ二世は考えたのだ⁵⁶⁾」。ガルヴェは君主に対しても啓蒙を実践する。そして君主が推進すべきこととして彼が最重要視するのが、第3講の後半すべてが費やされる、農民の教育と啓蒙である。

ガルヴェが生きた時代は、まさに啓蒙の時代であったが、民衆啓蒙に関する意見は分かれていた。「学者」と「民衆の最も上位の支配者ら (die obersten Regierer der Völker)」は、啓蒙を徹頭徹尾有益だと考える。ただし彼らは、身分の低い者から遠くに生きる者たちである。農民の近くに生きる「大土地所有者」と「市参事会員 (Magistratsperson)」らは、反啓蒙である。ゲーツヘルのは多くは反啓蒙の立場をとる。啓蒙推進派は啓蒙の理念的見地から、反対派は従順な服従者を確保する意図から、それぞれの主張を展開する。ガルヴェはもちろん、両者が完全な一致にいたることはないとしても、知識の増加と人間性の改善に期待を寄せる啓蒙推進派に属する。ガルヴェによれば、啓蒙には二つのアプローチがあり、ひとつは正しきや道徳性や宗教上の考え方に関するもの、いまひとつは「読み書き算盤」といった実践的知識の向上に関するものである。ただし彼の考えでは、それらは啓蒙の両輪として扱われるべきである。

ガルヴェの啓蒙を具体化しよう。「ミンデン・ラーフェンスベルク農村学校条例」(1754年)を下地とした「一般地方学事通則 (General-Land-Schul-Reglement)」(1763年)に代表されるフリードリヒ大王の一連の教育改革によって、プロイセンでは公教育はすでに農村に導入されていた⁵⁷⁾。農村に「授業 (Unterricht)」は存在したのである。それでもなおガルヴェは、授業内容の不足を補う読書の有用性を説く。もっとも、授業が有益であることに変わりはない。農民が自省し、間違った行為に導く先入観から解放される機会が多く与えられるほど、彼らは「理性的な熟考」に慣れていく。

56) ebd., S. 196.

57) フリードリヒ大王は、「国家における学芸の有用性について」という論考のなかで次のように述べていた。「人間というものは、生まれ落ちたままの状態では何もできない。人間は多かれ少なかれ発達可能な素性とともにも生まれるが、その素性は教育を必要とするものである。…国家の真の繁栄、およびその長所と輝かしさはしたがって次のことを必要とする。つまり民衆同胞が可能な限り教育され啓蒙されているということである」。Friedrich II, Discours de l'utilité des sciences et des arts dans un état, in: *Œuvres de Frédéric le Grand*, TOME IX, op. cit, p. 198; Über den Nutzen der Künste und Wissenschaften im Staate (1772), in: *Die Werke Friedrichs des Großen*, Bd. 8, a.a.O., S. 54-55. たが大王の農民教育への情熱は長くは続かなかった。梅根悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』, 誠文堂新光社, 1967年, 138-141頁を参照。プロイセンにおける民衆教育の展開については、その他以下を参照。Vgl. Müller, Carl, *Grundriß der Geschichte des preußischen Volksschulwesens*, A. W. Zickfeldt, Osterwieck und Leipzig, 1913. 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』, 風間書房, 1969年。石井正司『民衆教育と国民教育——プロイセン国民教育思想発生期の研究——』, 福村出版, 1970年。増井三夫『プロイセン近代公教育成立史研究』, 亜紀書房, 1996年。増井の研究は、その第二章でガルヴェ『農民論』に言及している。『農民論』はドイツ史、経済史、教育史、思想史からの多角的接近によって初めてその意義が明確になる作品であるように思われる。

ただし、「道徳的な熟考は目に見えないものに関係する⁵⁸⁾」。若き農民にとって、そのハードルは高い。知力を駆動させるには、まずは目に見えるものに関連する勉強が大事になる。ガルヴェは言う。

そのために何と言っても書くことと計算は、第一のもっとも適当な機会なのである。もしこの両方が適切な方法で促進されるなら、またこの訓練が物質の世界と社会生活に関連するいくつかの知識に結び付けられるなら、まだ完全に空っぽで不活発な心を道徳が必要とするより高次の難しい考察へと導くために、人が自然な歩みをとることは明白である⁵⁹⁾。

宗教は農民を教化する唯一のものであると一般に思われているが、そうではないとガルヴェは言う。それは、ドクマの説教に終始する宗教教育は問題であるということを含意している。「人は神を、ただ自然を通じて認識しうる⁶⁰⁾」。物事の成り立ちを自身で探究することの先に、創造者を認識する道が開かれているのである。だが、目に見えない精神的な事柄を捉えることは、もっとも難しい。目に見える形で、つまり書くことや計算によって因果関係を追うことに不慣れなまま、筋道を立てて考えることなくそうした事柄に関われば、神ではなく、狂信と愚行への転落が待っている。ガルヴェは啓蒙の有用性について、反啓蒙派にまったく譲らない。

では啓蒙の対象について、ガルヴェはどのように考えるのか。これまで教育の効果が示されてきたわけであるから、自然に考えれば、最優先されるべきは若者であり、啓蒙の現場は学校ということになろう。しかし、農民の子どもにとって、学校で過ごす時間は親と過ごす時間に比してはるかに短い。子どもの思考と性格は親から大きな影響を受けるため、親の墮落によって教育の効力が弱められてしまうことをガルヴェは懸念する。教育課程を終えてしまえば元通りということにもなりかねない。ガルヴェによれば、啓蒙が親と子の将来世代にわたる道徳的好循環を創出する進度はゆるやかであり、長い時間がかかる。しかし、子は将来親になる。ここに作用しようとする啓蒙は、世代を越える「人類」のプロジェクトなのである。

農民の啓蒙を推進するには、コストと担い手の問題もある。国家にとって「説教者の教育」と「説教者職の補充」が現実的な課題であるが、ガルヴェによれば改善目標は明確になっており、そのための手段もすでにある。したがって、現存するものを賢明に活用すること、すなわち「新たな資金、新たな施設ではなく、すでにあるものの最善の利用⁶¹⁾」を目指すべきだとガルヴェは主張する。

説教者は、「公の説教壇での講演（die öffentliche Canzel=Vorträge）」もしくは「学校監督」によって、農民の精神的道徳的な人間形成に資する。しかし、説教者の説教が農民の注意力を維

58) Garve, CB, S. 207.

59) ebd., S. 207f.

60) ebd., S. 208.

61) ebd., S. 219.

持できないほどに難解であっては意味がない。説教は、「内容豊富で教えるところ多く、同時に彼ら〔農民〕の理解力に合わせられたもの⁶²⁾」であることが望ましい。そのような説教ができる「本当の民衆の教師たち (wahre Volkslehrer)」を国家が得るには、どうすればよいのか。

ガルヴェは、説教者の教育機関において、第一に「彼らの頭脳にもっとも高度な聡明さ」と「彼らの観念に可能な限りの明晰さ」を生み出すことが重要だという。このことは一見、これまでの彼の論調に逆行するように見える。ガルヴェは、他者に分かりやすく説くことを重視していたはずである。しかし、彼が求める分かりやすさとは、農民の知的水準にあわせて内容をレベルダウンさせればよいというような安直な発想とは全く異なる地平にある。そのような発想をする者は、得てして論理の飛躍と多弁の空疎に無頓着である。そこには、農民の理解力を侮る傲慢が入り混じることもある。まずは説教者の知性こそ、高度に磨き上げられていなければならない。その聡明な頭脳は、難解な概念を難解なままにはしておかないだろう。さらに進んで説教者は、解きほぐした概念を身近な経験や具体的事例に引き付けて説明するであろう。それには多様に表現する言語能力も動員される。こうして講演は真に分かりやすいものとなり、たとえば道徳なる目に見えないものに具体性が与えられ、農民への浸透力を備えるのである。ちなみにガルヴェは、説教者にとってもっとも肝心な学問は倫理学であると述べている。

「だが、農村説教者 (Landprediger) が農民の教育のためになしうることは、説教台の上に限られてはいない⁶³⁾」。ガルヴェは、農村説教者には十分な余暇があるとし、積極的に教育に関与することを希望する。彼がなす具体的な提言のひとつは、農村説教者に学校教師の教育を担わせることであり、いまひとつは彼ら自身が農民の若者の上位クラスを教えるというものである。ガルヴェは最後に以下のように述べ、第3講を閉じている。

この〔説教者自身による〕授業は、これまでのように宗教に制限されたものでなく、そしてたんなる聖体拝領 (Communion) のための準備でもなく、学校で教えられ、農民の手助けとなるあらゆる題材に広がるといいのだが。——こうした説教者の弟子のなかにまたもっとも優れた、力のある、将来の学校教師が育つことを望みたい。…説教者自身の授業を享受するこの上位学級から、よりよく教育され、先入観から自由な農民がわずかでも登場すれば、この人々がいわば、その他の風味のない塊に風味を添えうる塩となるだろう⁶⁴⁾。

ガルヴェは啓蒙を実践しつつ、緩やかな進度をもって、しかし確実に社会的作用を生む圏域に展望していたのである。第2講と第3講には、前年に出版された『貧困論』の一節が滲む。ガルヴェは言った。「惨めな人々のために何かをなすことは、幸せな境遇にあるすべての人の義務

62) ebd., S. 220.

63) ebd., S. 225.

64) ebd., S. 227f.

である⁶⁵⁾」と。

おわりに

冒頭でも述べたが、1780年代におけるガルヴェの社会的な関心は際立っており、同時期に彼が公にした作品を並べてみただけでも、その傾向をはっきりと読み取ることが可能である。まずは彼の思想全体において小さくない部分を占めるのが、現実社会の詳細な分析を基礎にもつ社会思想であることを再確認したい。

J.v.d. Zande は、キケロー『義務論』についての900ページ近いガルヴェの膨大な注釈のなかに、道徳哲学者は歴史家でもあるという一節を見出しているが、その考えは『農民論』の筆致にも表れているように思われる⁶⁶⁾。本稿では展開できなかったが、近代ドイツ社会の歴史の実像とガルヴェの記述を対照することには、それなりの意義があると考えられるほど、彼の社会描写は細微にわたっている。

ただし『農民論』は、第1講から第2講に移る段階で論調が切り替わっている。講演向けに書かれたこともあり、農民の諸特徴と社会環境をふまえて、支配層はどのような対応をとるのかを問うのが『農民論』の基本的な性格である。これほどはっきりと対象を意識した啓蒙の姿勢が示される論考は、実のところそう多くはない。啓蒙実践へのガルヴェの意欲は、前年の『貧困論』をあわせて視野に入れば、より明確になるだろう。1780年代のガルヴェは、社会的な関心を高めただけでなく、啓蒙思想家として、本領を發揮した。

それはなぜであろうか。なぜ80年代に社会的作品の集中が見られるのであろうか。『農民論』と『貧困論』の直前に、キケロー『義務論』がある。『農民論』には、『義務論』のとりわけ第2巻を彷彿とさせる記述が散見される。『農民論』でキケローの名が登場するのは一回限りだが、3年ほど前に900ページ近い注釈を施したガルヴェから『義務論』の刻印が消失しなかったとしても、不思議ではない。あらためて精査されねばならないが、彼の社会思想を動機づけたのは、キケローではなかったか。『義務論』の訳者は『農民論』の著者でもある。そこに違和感が生ずるとすれば、われわれが与える哲学者や通俗哲学者といった区別そのものを取り払う必要があるのかもしれない。

謝辞 本研究は科研費（21K01416）の助成を受けたものである。

65) Garve, Christian, *Anhang einiger Betrachtungen über Johann Macfarlands Untersuchungen die Armuth betreffend, und über den Gegenstand selbst, den sie behandeln: besonders über die Ursachen der Armuth, den Charakter der Armen, und die Anstalten sie zu versorgen*, Weidmanns Erben und Reich, Leipzig, 1785, S. XXV.

66) cf. Zande, Johan van der, *The Microscope of Experience: Christian Garve's Translation of Cicero's De Officiis* (1783), in: *Journal of the History of Ideas*, vol. 59-1, 1998, p. 88. 「社会思想史は思想学に属すると同時に歴史学に属する」という田中氏の示唆に富む指摘もあわせて想起したい。佐々木武・田中秀夫編『啓蒙と社会——文明観の変容』、京都大学学術出版会、2011年、「あとがき」を参照。

参考文献

- Altmayer, Claus, *Aufklärung als Popularphilosophie: Bürgerliches Individuum und Öffentlichkeit bei Christian Garve*, Werner J. Röhrig Vlg., St. Ingbert, 1992.
- Friedrich II, Essai sur l'amour-propre envisagé comme principe de morale, in: *Œuvres de Frédéric le Grand*, ed. Johann D. E. Preuss, TOME IX, Berlin, 1848. [独訳] Die Eigenliebe als Moralprinzip (1770), in: *Die Werke Friedrichs des Großen*, Bd. 8: Philosophische Schriften, Hrsg. Gustav Berthold Volz, deutsch von Friedrich v. Oppeln= Bronikowski, Reimar Hobbing, Berlin, 1913.
- , Discours de l'utilité des sciences et des arts dans un état, in: *Œuvres de Frédéric le Grand*, TOME IX. [独訳] Über den Nutzen der Künste und Wissenschaften im Staate (1772), in: *Die Werke Friedrichs des Großen*, Bd.8.
- Garve, Christian, *Anhang einiger Betrachtungen über Johann Macfarlands Untersuchungen die Armuth betreffend, und über den Gegenstand selbst, den sie behandeln: besonders über die Ursachen der Armuth, den Charakter der Armen, und die Anstalten sie zu versorgen*, Weidmanns Erben und Reich, Leipzig, 1785.
- , Ueber die Moden, in: *Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Literatur und dem gesellschaftlichen Leben*, Tl. 1, W. G. Korn, Breslau, 1792.
- , Ueber die Maxime Rochefoucaults: das bürgerliche Air verliert sich zuweilen bey der Armee, niemahls am Hofe, in: *Versuche über verschiedene Gegenstände aus der Moral, der Literatur und dem gesellschaftlichen Leben*, Tl. 1, W. G. Korn, Breslau, 1792. (*C. Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. K. Wölfel, Bd. 1, Georg Olms Vlg., Hildesheim / Zürich / New York, 1985.)
- , Ueber den Charakter der Bauern und ihr Verhältniß gegen die Gutsherren und gegen die Regierung, in: *Vermischte Aufsätze, welche einzeln oder in Zeitschriften erschienen sind*, Tl. 1, W. G. Korn, Breslau, 1796. (*C. Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. K. Wölfel, Bd. 4, Georg Olms Vlg., Hildesheim / Zürich / New York, 1985.)
- , Von der Popularität des Vortrages, in: *Vermischte Aufsätze, welche einzeln oder in Zeitschriften erschienen sind*, Tl. 1, W. G. Korn, Breslau, 1796. (*C. Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. K. Wölfel, Bd. 4.)
- , *Abhandlung über die menschlichen Pflichten, in drey Büchern, aus dem Lateinischen des Marcus Tullius Cicero*, W. G. Korn, Breslau, 1787. (*C. Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. Kurt Wölfel, Bd. 9, Georg Olms Vlg., Hildesheim / Zürich / New York, 1987.)
- Kant, Immanuel, Grundlegung zur Metaphysik der Sitten, in: *Kant's gesammelte Schriften*, Hrsg. Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften, Erste Abteilung: Werke, Bd. 4, Georg Reimer, Berlin, 1911. [邦訳]『プロレゴメナ／人倫の形而上学の基礎づけ』(土岐邦夫・観山雪陽・野田又夫訳), 中央公論新社, 2005年。
- Koch-Schwarzer, Leonie, *Populare Moralphilosophie und Volkskunde: Christian Garve (1742-1798)– Reflexionen zur Fachgeschichte*, Marburg: Elwert, 1998.
- Müller, Carl, *Grundriß der Geschichte des preußischen Volksschulwesens*, A. W. Zickfeldt, Osterwieck und Leipzig, 1913.
- Smith, Adam, *The Theory of Moral Sentiments*. ed. D. D. Raphael and A. L. Macfie, Oxford: Clarendon Press, 1976. [邦訳]『道徳感情論(上)(下)』(水田洋訳), 岩波書店, 2003年。
- Roth, Udo / Stiening, Gideon (Hrsg.), *Christian Garve (1742-1798): Philosoph und Philologe der Aufklärung*, Walter de Gruyter, Berlin / Boston, 2021.
- Wölfel, Kurt, Vorrede: Über das essayistische Werk Christian Garves, in: *C. Garve Gesammelte Werke*, Hrsg. Kurt Wölfel, Bd. 1.
- Zande, Johan van der, The Microscope of Experience: Christian Garve's Translation of Cicero's De Officiis (1783), in: *Journal of the History of Ideas*, vol. 59-1, 1998.
- ヴェルナー・レーゼナー『農民のヨーロッパ』(藤田幸一郎訳), 平凡社, 1995年。
- キケロー「義務について」(高橋宏幸訳)『キケロー選集9(哲学Ⅱ)』, 岩波書店, 1999年。
- フリードリヒ・リスト『農地制度論』(小林昇訳), 岩波文庫, 1976年。
- フリッツ・ハルトツング『ドイツ国制史——15世紀から現代まで——』(成瀬治・坂井栄八郎訳), 岩波書店, 1980年。
- 安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史』, 名古屋大学出版会, 2007年。
- 石井正司『民衆教育と国民教育——プロイセン国民教育思想発生期の研究——』, 福村出版, 1970年。
- 梅根悟『近代国家と民衆教育——プロイセン民衆教育政策史——』, 誠文堂新光社, 1967年。
- 及川順『ドイツ農業革命の研究(全二巻)』, 及川博, 2007年。
- 大塚雄太「第16章: クリステイアン・ガルヴェの貧困論——文明化のなかの貧困と人間」『野蛮と啓蒙——経済思想史からの接近』(田中秀夫編), 京都大学学術出版会, 2014年。

- 「官房学」『社会思想史事典』（社会思想史学会編），丸善出版，2019年。
- 「流行論の知られざる名著—クリスティアン・ガルヴェ「流行について」」『経済研究所所報』（愛知学院大学経済研究所），第2号，2022年。
- 坂井榮八郎『ドイツ近代史研究—啓蒙絶対主義から近代的官僚国家へ』，山川出版社，1998年。
- 阪口修平『プロイセン絶対王政の研究』，中央大学出版部，1989年。
- 佐々木武・田中秀夫編『啓蒙と社会—文明観の変容』，京都大学学術出版会，2011年。
- 進藤牧郎『ドイツ近代成立史』，勁草書房，1969年。
- 鈴木直志『広義の軍事史と近世ドイツ—集権的アリストクラシー・近代転換期』，彩流社，2014年。
- 竹野伸博「ドイツ通俗啓蒙—C・ガルヴェ研究」『市民社会の思想・水田洋教授退官記念論集』（宮本憲一ほか編），御茶の水書房，1983年。
- 田中昭徳『プロイセン民衆教育政策史序説』，風間書房，1969年。
- 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『世界歴史大系ドイツ史2—1648年～1890年—』，山川出版社，2001年。
- 藤瀬浩司『近代ドイツ農業の形成』，御茶の水書房，1967年。
- 藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』，未来社，1984年。
- 北條功『プロシヤ型近代化の研究—プロシヤ農民解放期よりドイツ産業革命まで』，御茶の水書房，2001年。
- 増井三夫『プロイセン近代公教育成立史研究』，亜紀書房，1996年。
- 若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史—近代家族の成立』，ミネルヴァ書房，1986年。
- 若尾祐司・井上茂子編『ドイツ文化史入門—16世紀から現代まで』，昭和堂，2011年。